

令和元年度  
福島町議会定例会  
12月会議議案

説明資料

(追加)

福島町



令和元年度福島町議会定例会 12月会議追加議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
44	福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定 について	1
45	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整備について	13



## 議案第44号関係

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

### 1 提案の理由について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。平成29年5月17日公布、令和2年4月1日施行）により、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、新たに会計年度任用職員制度が創設され、これまでの臨時職員が会計年度任用職員へ移行となることから、本条例を制定しようとするものであります。

### 2 主な制定の内容について

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例は、第1章から第5章まで、全28条で構成し、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給与及び手当等の内容を規定しており、現行と新制度の主な比較については、次の表のとおりです。

現行と新制度の比較（給料月額欄は、今年度の一般事務員の場合を例とします。）

項目		現行	新制度
任用形態		臨時職員	会計年度任用職員
任期		6ヵ月（更新1回）	1年（会計年度内）
給与・手当	給料月額	144,100円	給料表に規定する給料月額を支給。 1級1号俸（給与改定後146,100円） ※フルタイムは給料。パートタイムは報酬。 7節賃金は、科目廃止となります。
	昇給	なし	なし ※ただし、継続採用となった場合は経験年数の加算あり
	期末手当	6月給料月額×1.15月 12月給料月額×1.15月	6月 給料月額×1.30月（給与改定後） 12月 給料月額×1.30月 ※職員の条例を準用する
	他手当	通勤、時間外勤務	通勤、特殊勤務、時間外勤務、宿日直、 夜間勤務、休日勤務、地域手当

※ 臨時職員として令和元年度から引き続き、令和2年4月1日に会計年度任用職員となる場合は、経験年数の特例により基礎号俸に加算します。

### (3) 規則に委任する主な事項について

#### ① 福島町会計年度任用職員の給与に関する規則

給与、手当の支給に関し規定します。これまでの臨時職員との大きな変更点では、フルタイム任用職員が継続任用となった場合には、基礎号俸に経験年数による加算をすることができることとしております。

会計年度任用職員に移行した場合は、規則の別表の基礎号俸と上限号俸を定めるものであります。

#### ② 福島町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

規則で定める主な休暇は次のとおりです。

区分		臨時職員（現行）	会計年度任用職員
年次休暇	日数	14日（半年毎7日） （勤務年数により加算あり、7年目で最大20日）	14日 （勤務年数により加算あり、7年目で最大20日）
	繰越	なし	あり （前年度任用時に20日間の繰越があり、次年度も任用された場合は最大40日）
特別休暇	有給	なし	病気（公務によるもの） 夏季、忌引、結婚、災害
	無給	なし	病気（私傷病）、産前産後、育児、介護等

### (4) 福利厚生について

2年目に継続採用となった場合は、職員と同じく共済組合及び退職手当組合に加入することとなります。

区分	健康保険等	退職手当等
1年目	社会保険、厚生年金	雇用保険
2年目以降	北海道市町村職員共済組合	北海道市町村職員退職手当組合

### (5) 施行期日について

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

## 福島町会計年度任用職員の給与に関する規則（案）

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第3条—第17条）
- 第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第24条）
- 第4章 雑則（第25条・第26条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第●号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### 第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

#### （新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸）

第3条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者の号俸は、条例第5条の規定により決定された職務の級の号俸が別表1に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号俸欄に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が定められていないとき及び職種別基準表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、当該職務の級における最低の号俸とする。

2 職種別基準表に定める基準と異なる学歴免許等の資格又は経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有するフルタイム会計年度任用職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第5条から第7条までに定めるところにより、職種別基準表の基礎号俸欄に定める号俸よりも上位の号俸とすることができる。

3 前項の規定による号俸は、その属する職務の級における最高の号俸及び職種別基準表の上限欄に定められている号俸を超えることはできない。

#### （職種別基準表の適用方法）

第4条 別表第1に定める職種別基準表は、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 職種別基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、職種別基準表において別に定める場合を除き、福島町職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和52年規則第3号。以下「初任給規則」という。）別表第3に定める区分によるものとする。

#### （学歴免許等の資格による号俸の調整）

第5条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される

職種別基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して初任給規則別表第5に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の職種別基準表の適用については、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、職種別基準表の基礎号俸欄に定める号俸の号数にその調整年数の数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に2を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって同欄の号俸とすることができる。

（経験年数を有する者の号俸）

第6条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号俸は、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に当該各号に定める数を乗じ、当該乗じて得た数を合算した数を第3条第1項の規定による号俸の号数（前条の規定による号俸を含む。）に加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

（1） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間以上である月からなる  
経験年数 2

（2） 通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が31時間未満である月からなる  
経験年数 1

（特殊な経験等を有する者の号俸）

第7条 特殊な経験等を有する者を採用する場合において、号俸の決定について前条の規定による場合には著しく常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）及び他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、同条の規定にかかわらず、これらの職員との均衡を考慮してその者の号俸を決定することができる。

（号俸に関する規定の適用除外）

第8条 職種別基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員については、第5条の規定は、適用しない。

2 単純な作業に従事する職種として町長が定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、前3条の規定は、適用しない。

（給料の支給）

第9条 条例第7条において準用する職員の給与に関する条例（昭和30年条例第16号。以下「給与条例」という。）第5条第1項の規則で定める期日は、毎月21日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給料



の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

(地域手当)

第10条 条例第13条において準用する給与条例第20条の2に規定する地域手当の支給については、常勤職員の例による。

(通勤手当)

第11条 条例第13条において準用する給与条例第10条の2に規定する通勤手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当等の支給)

第12条 条例第13条において準用する給与条例第13条に規定する時間外勤務手当、給与条例第14条に規定する休日勤務手当及び給与条例第15条に規定する夜間勤務手当の支給については、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当の割合等)

第13条 条例第13条において準用する給与条例第13条第2項の規則で定める割合、同条第3項の規則で定める時間及び規則で定める割合並びに同条第4項の規則で定めるもの及び同条第5項の規則で定める割合については、常勤職員の例による。

(休日勤務手当)

第14条 条例第13条において準用する給与条例第14条第2項の規則で定める割合については、常勤職員の例による。

(宿日直手当)

第15条 条例第13条において準用する給与条例第15条の2に規定する宿日直手当の支給される勤務は、職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年規則第27号)第7条に規定する勤務とする。

2 条例第13条において準用する給与条例第15条の2で定める額については、常勤職員の例による。

(期末手当)

第16条 条例第13条において準用する給与条例第18条から第18条の3までに規定する期末手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第17条 条例第11条第1項の規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与  
(時間外勤務に係る報酬)

第18条 条例第16条第2項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第16条第2項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第16条第2項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第16条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。

(休日勤務に係る報酬)

第19条 条例第17条第2項の規則で定める割合は、100分の135とする。

(期末手当)

第20条 条例第20条において準用する給与条例第18条から第18条の3までに規定する期末手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第20条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者は、通常の勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第18条第4項の規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 条例第15条に規定する特殊勤務に係る報酬の額

(2) 条例第16条に規定する時間外勤務に係る報酬の額

(3) 条例第17条に規定する休日勤務に係る報酬の額

(4) 条例第18条に規定する夜間勤務に係る報酬の額

(報酬の支給)

第21条 条例第21条第1項の規則で定める期日は、月額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつてはその月の21日とし、日額又は時間額で報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあつては翌月10日とする。ただし、その日が祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で祝日法による休日又は日曜日若しくは土曜日のいずれにも該当しない日を支給日とする。

2 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬等の支給)

第22条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとし、当該パートタイム会計年度任用職員が離職し、又は死亡した場合には、その離職し、又は死亡した日までの分をその際、支給することができるものとする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第23条 条例第22条第1項第1号の規則で定める時間は、第17条に規定する時間に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を職員の勤務時

間、休暇等に関する条例（平成6年条例第17号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

（休暇時の報酬）

第24条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が有給の休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

#### 第4章 雑則

（町長が必要と認める会計年度任用職員の給与）

第25条 条例第26条で定める給与は、別表第2のとおりとする。

（その他）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経験年数の特例）

2 この規則の施行の前日において、会計年度任用職員が、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前地方公務員法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員若しくは改正前地方公務員法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員又は地方公務員法第17条の規定により任用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合の経験年数と基礎号俸は別に定める。

#### 別表第1（第4条関係）

##### 職種別基準表

職種	学歴免許等	基礎号俸		上限	
		職務の級	号俸	職務の級	号俸
事務員	高校卒	1	1	1	25
清掃員	高校卒	1	1	1	25
水産補助員	高校卒	1	1	1	25
医療事務員	高校卒	1	5	1	25
保育士	短大卒	1	5	1	40
調理員	高校卒	1	5	1	25
学童保育指導員	短大卒	1	5	1	40
介護支援専門員	高校卒	1	10	1	40
訪問介護員	高校卒	1	10	1	40
学習支援員	短大卒	1	10	1	40
衛生技術員	高校卒	1	10	1	25
教育技術員	高校卒	1	10	1	25

福祉技術員	高校卒	1	10	1	25
用務員	高校卒	1	10	1	25
発掘整理作業員	高校卒	1	10	1	25
給食配送員	高校卒	1	10	1	25
准看護師	短大卒	1	31	1	40
看護師	短大卒	2	5	2	40
栄養士	短大卒	2	1	2	40
歯科衛生士	短大卒	2	1	2	40
臨時教員	大卒	2	23	2	40

備考

この表において「高校卒」には、中学卒業後3年を経過した者で高校卒相当と認められるものを含むものとする。

別表第2（第25条関係）

町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給料表

職種の区分	給料月額
地域おこし協力隊	200,000円

## 福島町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年条例第17号）第17条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「任命権者」とは、法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

（勤務時間）

第3条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

（時間外勤務代休時間）

第4条 任命権者は、時間外勤務手当を支給すべき会計年度任用職員に対して、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、時間外勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

（年次休暇）

第5条 任命権者は、町長が別表に定める要件を満たす日数の年次休暇を与えなければならない。

2 前項の年次休暇については、その時期につき、任命権者の承認を受けなければならない。この場合において、任命権者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

3 年次休暇の残日数が20日を超えない場合にあつては当該残日数（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）、20日を超える場合にあつては20日とする。

（年次休暇以外の休暇）

第6条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

（1） 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

（2） 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、週休日、条例第7条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間

（3） 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その

勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

- (4) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
  - (5) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 必要と認められる期間
    - ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
    - イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
  - (6) 会計年度任用職員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
  - (7) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
  - (8) 会計年度任用職員の親族（町長が定める親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第15条第1項第13号を定める期間
  - (9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
- 2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。
- (1) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
  - (2) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
  - (3) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の会計年度任用職員にあっては、この号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
  - (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾

病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

- (5) 次に掲げる者(ウに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号から第7号までにおいて「要介護者」という。)の介護その他の町長が定める世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

- (6) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、任命権者が、町長が定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合指定期間内において必要と認められる期間

- (7) 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

- (8) 女子の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (9) 女子の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

- (10) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。) 一の年度において職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項で定める期間

- (11) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められると

き 必要と認められる期間

3 前2項の休暇については、任命権者の承認を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表

年次休暇表

継続勤務年数 1週間の勤務日数	4年未満	4年	5年	6年以上
5日	14日	16日	18日	20日
4日	10日	12日	13日	15日
3日	8日	9日	10日	11日
2日	5日	6日	6日	7日
1日	2日	3日	3日	3日



## 議案第45号関係

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

### 1 条例制定の目的について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係する条例について所要の整備をするものであります。

### 2 条例の主な内容について

福島町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、関連する12条例の一部を改正するものであります。

- (1) 職員定数条例の一部改正（第1条関係）  
臨時的任用職員の一部をその対象に加える改正を行うものです。
- (2) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第2条関係）  
フルタイム会計年度任用職員を公表の対象に加えるものです。
- (3) 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正（第3条関係）  
所要の文言整理と、会計年度任用職員の休職期間を任期の範囲内とするものです。
- (4) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第4条関係）  
会計年度任用職員制度の創設に伴う関係規程を整備するものです。
- (5) 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第5条関係）  
パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬を対象に加えるものです。
- (6) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第6条関係）  
非常勤職員を会計年度任用職員に改め、規則で別に定めることとするものです。
- (7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第7条関係）  
会計年度任用職員制度への移行に伴い、育児休業をすることができる職員の範囲等を規定するものです。
- (8) 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（第8条関係）

非常勤特別職に該当する職務の厳格化に伴う整理により、委託へ移行する職を削るものです。

(9) 職員の給与に関する条例の一部改正（第9条関係）

会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めることを規定するものです。

別に定める条例とは、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」です。

(10) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（第10条関係）

会計年度任用職員を特殊勤務手当の対象に加えるものです。

(11) 職員等の旅費に関する条例の一部改正（第11条関係）

フルタイム会計年度任用職員をその対象に加える改正を行うものです。

(12) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第12条関係）

会計年度任用職員制度の創設に伴う関係規程を整備するものです。

### 3 施行期日について

この条例は、令和2年4月1日から施行します。